

第1回神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会

日時 令和2年1月16日（木）

場所 万国橋会議センター 4階会議室

開 会

前田技監兼保健医療部長よりあいさつ

委員の紹介

新倉委員欠席の報告

議 事

1 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱」の制定について （資料1）

（資料2）

事務局より議事1について説明

（事務局）

ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますか。

（朝倉委員）

恐らく会長が決めていくということでしょうけれども、議事録の記載はどうなっているのでしょうか。

（事務局）

議事録につきましては、ホームページ等で公開させていただくということです。庶務につきましては、私どもがん・疾病対策課が行いますので、まずは、がん・疾病対策課で記録をとり、その後ホームページ等で広く周知をしていくという形でございます。

（事務局）

ほかにご異議等がございませんでしたら、本日付で確定ということにさせていただきますと思います。では、確定ということでよろしく願いいたします。

2 会長・副会長の選任

（事務局）

議事2に移らせていただきます。初めに会長の選任ですけれども、先ほどご承認いただきました神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱の第4条によると、会長は、

構成員の互選により選任ということでございます。これをもってどなたかご推薦をいただけますでしょうか。

(小林委員)

神奈川県立精神医療センターの小林です。全国の依存症拠点機関である久里浜医療センターの樋口委員に会長をお願いするのが自然かと存じますけれども、いかがでしょうか。

(拍手)

(事務局)

続いて、副会長の選任でございますけれども、同設置要綱の第4条によると、副会長は、構成員の中から会長が指名するというところでございます。樋口会長、どなたかご指名をいただけますでしょうか。

(樋口会長)

先ほどの話にありましたとおり、ギャンブル依存症の対策については多方面の連携が必要だということがございます。そこで、法律の専門家であり、また日本弁護士連合会消費者問題対策委員会に所属し、多重債務の問題にも詳しい神奈川県弁護士会の松岡委員が最適ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

(事務局)

それでは、会長は樋口会長、副会長は松岡副会長ということでよろしく願いいたします。なお、本協議会の設置要綱に基づいて、これ以降の議事進行は樋口会長にお願いしたいと思います。また、傍聴につきましては、先ほど傍聴要領にご了解いただきましたが、本日は5名の方が傍聴を希望されております。これより先、傍聴していただきますが、よろしいでしょうか。それでは、傍聴希望の方に入場いただきたいと思います。

(傍聴人入室)

(事務局)

それでは樋口会長、議事進行のほうをよろしく願いいたします。

(樋口会長)

樋口でございます。スムーズな議事進行に努力してまいりたいと思います。どうぞご協力いただければと思います。

3 依存症対策について

(資料3)

(1) ギャンブル等依存症の現状について

(2) 国におけるギャンブル等依存症対策について

(3) 本県における依存症対策の現状と課題について

(4) 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」

(樋口会長)

それでは、議事3「依存症対策について」に移ります。議事3について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局より議事3について説明

(樋口会長)

ありがとうございました。時間が5分ほどありますので、今のご発表について質疑、あるいはコメントがございましたらどうぞ。

(松岡副会長)

松岡から質問させていただきます。最後の図が出ているのでちょうどいいのですが、依存症の実態調査というのはどのような形でやられるのかということをお聞きします。

(事務局)

説明させていただきます。実態調査の方法ですが、郵送調査を考えております。

(松岡副会長)

規模的にはどんな感じですか。

(事務局)

規模については、今のところ、この間横浜市さんが調査されました、3000という数字を人口案分した形で、ほぼ倍ちょっとということで検討しております。2月の早々には記者発表を行う予定でございますので、今の段階では詳細の情報は控えさせていただきます。

(樋口会長)

ありがとうございました。よろしいですか。ほかにございますか。どうぞ。

(朝倉委員)

北里大学の朝倉です。国の計画では、いわゆるギャンブルの問題として取り組むべき施策の対象となるものに、公営競技とパチンコがメインで書いてありますが、神奈川県の特長性を考えると、違法カジノであるとか飲み屋であるとかオンラインカジノという名前の店舗式のものであるとか、あとはもちろん神奈川県に限らずこの計画ができた後ぐらいから家でできるようなオンラインカジノの普及が非常に進んでいるという状況にあります。その辺を考えると、こういったものも警察の取り締まりに任せるということではなくて、この計画の中でもある程度対策を盛り込むべきではないかと思います。そういったことは一応今も考えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

現状はカジノがないので、国の計画にもその記載がない中、こういったところまで書くのかということもこの会議でいろいろ話していきたいと思っておりますが、委員がおっしゃるように、そういう実情もあることはわかっております。ギャンブルが公営競技でござい

まして、「等」はその他射幸行為という中で、パチンコ・パチスロ以外にもいろいろな射幸行為がありますので、どの部分まで網羅していくのかということもこれから議論していただければと思います。

それから、ゲームもギャンブルということではないかもしれませんが、一部に課金というものがありまして、そこが子供たちにとってはギャンブル的要素もあるでしょうから、そういったこともどういった形で盛り込んでいくのか、ご相談しながらやっていきたいと思っています。以上でございます。

意見交換

(樋口会長)

よろしいでしょうか。それでは、きょうはキックオフミーティングということで、いきなり議論を始めるよりも、せっかく委員の先生方がお見えなので、委員の先生方からご自由にご発言をいただければと思っています。27名の参加でございますので、残された時間を考えると、1人2分までにさせていただきたいと思います。それでは、お一人ずつよろしくをお願いします。それでは、朝倉委員からお願いします。

(朝倉委員)

北里大学の朝倉です。よろしくお願いします。私は北里大学東病院でギャンブル障害専門外来というのを大学病院として初めて立ち上げて、その担当をしています。その後、相模原市の精神保健福祉センターで相談事業であるとか、厚生労働省や内閣官房で依存症の施策に携わって、今はまた大学病院に戻ってギャンブル障害の治療に当たっております。恐らく今回は医療の専門家ということで呼んでいただいたと思いますが、先ほどの患者数の中に出てきましたけれども、ギャンブル障害は必ずしも体に変調を来すようなものではないので、医療でなければ対応できないものではないということと、コストパフォーマンスという面で社会的コストを考えると、医療で対処することが必ずしも正しいとは限らないという疾患であります。

あと、神奈川県現状を考えると、今日もピアカウンセラーの方がいらっしゃっていますが、ピアの力が非常に強い病気です。神奈川県はギャンブラーズ・アノニマスであるとか、民間支援団体とかがほかの県に比べてかなり多くあるので、その告知であるとか普及とか、そういったことも今後ここでやっていくべきではないかと考えています。

あともう一つだけ。今回、ギャンブル等依存ではなくてギャンブル障害とあえて言わせていただいている、私は重症な状態の方々と会うことが多いのですが、実際に一番多いのは重症な方より、ギャンブル障害という診断まではつかないけれども、それなりに困っている方が非常にたくさんいるというのが、この問題の大きなところなんです。ですから、ギャンブル等依存症対策と書いてありますが、いわゆる予備軍の方々をどのように扱うか、ど

う予備軍から進めさせないか、この辺の支援についても考える必要があるのではないかと考えております。

ですから、今回の神奈川県計画では特性を出していただいて、ピアの使い方であるとか、いわゆる予備軍の方々へのアプローチであるとか、そういったことができるような計画になればいいなと考えております。よろしくお願いします。

(樋口会長)

ありがとうございました。それでは、網本委員、お願いします。

(網本委員)

相模原市福祉部の網本と申します。どうぞよろしくお願いします。せっかくの機会なので、本市のギャンブル等依存症への支援についてお話をさせていただきたいと思います。本市では、依存症に係る相談は、精神保健福祉相談の一環として、各区の障害福祉相談課等の精神保健福祉担当が対応しております。精神保健福祉センターでは、医師による特定相談や依存症のご本人の回復支援プログラム、家族教室等を実施しております。

ご本人・ご家族支援については、従来からアルコール関連障害、薬物依存、ギャンブル依存の3依存症について対象といたしております。さらに平成31年4月からは、精神保健福祉センターに依存症相談拠点を設置しまして、3依存症の支援の充実を図っております。具体的には、ギャンブル依存、薬物依存につきましても、医師の特定相談を開設いたしまして、またご本人・ご家族支援のプログラムの対象者の掘り起こしを行うことを目的に、地域でも開催するなど取り組みを行っているほか、人材育成としての研修の実施なども行っております。

なお、依存症の治療拠点である北里大学東病院さんには、日ごろから研修等にも協力をしていただいております。また、ギャンブルによる多重債務の問題を抱えた市民に対しては、適切な情報提供ができるよう、精神保健福祉センターと消費生活センターとでそれぞれの業務について情報交換を行っております。普及啓発につきましても、アルコール関連障害については従前からさまざまな取り組みを行ってまいりましたが、今年度はギャンブル等の依存についても、5月のギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせてパネル展示等を行いました。引き続き、支援の充実に向けて地道に取り組んでまいりたいと考えておりますので、関係機関・団体の皆様には今後ともご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。池田委員、お願いいたします。

(池田委員)

神奈川県医師会では、次年度の事業計画にギャンブルという単語はありませんが、きょう僕がここへ参加したことによって、恐らく来週か再来週の木曜日にこの内容を理事会で報告するという形になると思います。喫煙とか禁煙とかに関しましては、かなり医師会と

しての力を発揮して実績があると自分たちは思っておりますが、ギャンブル等に関しましては無関心ではなくて、これから力を入れて報告して、日本医師会は上部組織ですけれども、そこまで持って行って、問題化して対応する考えであります。

たばこにかかわっていたので、ちょっと個人的な質問ですけれども、たばこは絶対に吸ってはいけません。ギャンブルではほどほどという言葉がありますが、多分これを理事会に出すと、ほどほどというのはどういうことかと聞かれそうな感じなので、どなたかの意見が欲しいのですけれども、ほどほどにできない状態というのはどういうものかというのを具体的に説明していただければ、自分が発表するときに楽です。

(樋口会長)

意見を伺う場ですが、とても大事な話ですから、次回までに事務局の方につくっていただければと思います。いかがでしょうか。もしよろしければ、次の植松委員、お願いします。

(植松委員)

神奈川県司法書士会の植松と申します。よろしくお願いいたします。司法書士は借金の問題についてご相談を受ける際に、背後にギャンブルでというようなことが出てくることもございまして、そういうところでギャンブル等の依存にかかわっていらっしゃる方とお目にかかる機会があります。それ以外にも家族問題のお話の中で、虐待とか夫婦関係の問題の中でご家族にそのようなギャンブル等の問題を抱えていらっしゃる方もあります。借金も同じですが、実際にギャンブルだけ、借金だけをなくせばいいのかという話ではなくて、ギャンブル・借金等に至った原因というのがいろいろあって、そこをしっかりと見ていくのが大事だなと感じております。

司法書士会では、平成22年から自殺対策につきましては取り組んでおりまして、自殺の問題といたしますのも背景にいろいろな複合的な問題があって、みずからを死に追いやるようなことになっているわけで、ギャンブルという問題にも恐らくそういうところがあるのではないかなと感じています。実際に相談にいらっしゃった方で、ギャンブルの問題があってという方のお話を聞いていても、皆さんが皆さんとは言えませんが、ギャンブルをやめたら生活がうまくいくのかというのではなくて、何かから逃げるためにギャンブルにすがっていらっしゃったような方も多々お見受けするので、その辺のこともこの会議体でいろいろなお話ができればいいのではないかと思います。

司法書士でもギャンブル依存に対する取り組みというのはできておりませんが、先ほどの池田先生のお話のとおり、持ち帰って今後、会としてどういうことができるのかということを検討してまいりたいと思っております。今後どうぞよろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。遠藤委員、お願いします。

(遠藤委員)

日本貸金業協会の遠藤と申します。今も司法書士さんからお話がありましたが、やはり多重債務の関係にはギャンブル等もございます。そういうことで2007年に貸金業法ができ、貸金業協会では紛争の解決と相談、苦情を受け付けるという部署を新しくつくりました。

神奈川県におきましては、神奈川県の消費生活センターの相談員勉強会などに参加させていただいたり、社会福祉協議会の方の相談員の勉強会にも参加させていただいています。貸付自粛という制度を金融庁が今、打ち出しており、そちらを中心にやっております。今回こちらに入れていただきましたので、勉強させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。それでは、大木委員、お願いします。

(大木委員)

平塚市公営事業所の大木と申します。先ほどの資料の中にもありましたが、神奈川県には川崎、小田原、平塚と競輪場が3場ありまして、その中の1つということで、競輪の事業者を代表して、県内で私が参画させていただくことになりました。競輪の業界ですけれども、競馬、競艇と違って、大分売り上げ、入場者ともに今はものすごく厳しい状況にありまして、年々減ってきています。国の資料とかだと上向いているように見えるのですが、あれは日数をふやして総額が上がっているだけで、1日当たりの入場者とかは如実に減ってきているという現状があります。

そういう中で依存症対策ということで、こちらについては法に従いまして、競輪の本来の目的である機械振興、自転車振興、体育振興、その他福祉の充実でありますとか、最後に地方財政への寄与ということを目的として行いつつ、その中で対策をどのように一緒にとっていかれるかということです。手元でできることは、今のこの資料にあるようなATMの撤去とかというのは既に終わっておりまして、その先で何ができるかということを勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございます。続きまして、岡崎委員、お願いします。

(岡崎委員)

日本福祉教育専門学校で精神保健福祉士の養成をしております岡崎と申します。よろしくお願いいたします。私は過去に久里浜のほうでソーシャルワーカーとして働いた経験があり、また、さいたま市の精神保健センターではこころの健康センターでも働いておりまして、依存症の相談ということでは前からかわりがございます。また、一般社団法人日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会という長い名前でASW協会と私たちは言っておりますが、依存症にかかわるソーシャルワーカーの会でも会長をさせていただいております。

先ほどの依存症対策に関連して、2点申し上げたいと思います。1点は、アルコール依存症の人たちが治療・相談につながるのは5%もいかないとか、そういうトリートメントギャップということが言われているのですが、ギャンブルはそれに比べてもさらに治療・相談につながる方が少ないというのが非常に印象的だったので、この数字をどのように上げていくかというのが大事な政策になるかと思っております。

もう一点が、先ほど朝倉委員もおっしゃっていましたが、民間団体、自助グループの方たちの協力というのがすごく大事なのですが、ご存じの方が多いかと思えますけれども、GAとかギャマノンはこの協議会には参画しない、お金はもらわないというスタンスの団体です。これはスケジュールの関係もいろいろあるかと思えますけれども、できればその方たちに来ていただいて、話していただくことはできると思いますので、この協議会の短い時間でもぜひ呼んでいただいて、生のお話を聞いていただくというのはすごく大事なことかなと思います。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。続きまして、上條委員、お願いします。

(上條委員)

横浜市健康福祉局障害福祉部長の上條です。よろしくお願いいたします。私からは、横浜市の依存症に関する取り組みについて紹介させていただきたいと思います。

横浜市は従来からアルコール、薬物、ギャンブル等依存症対策として、18の区役所がございますけれども、区役所の福祉保健センターでの相談や、こころの健康相談センターでは、家族教室や支援者向けの研修会などを実施してきています。先ほどもご案内がありましたが、近年は法整備や国の依存症対策の総合支援事業なども始まってきておりますので、本市としても対策を拡充していくため取り組んでいるところです。

主なところでは、平成29年度に、こころの健康相談センターに依存症の専門相談窓口を開設いたしました。平成30年度は29年度に比べて相談件数も倍近く伸びているということで、近年はまた依存症に対する関心が高まっているということから、相談件数がふえてきていると感じます。また、これまで家族教室については薬物依存症のみを対象とされていたのですが、アルコール、ギャンブル等も対象としたほか、当事者向けの回復プログラムにも取り組んでおります。

また、今年度はギャンブル等依存症の啓発週間が5月にございましたけれども、ここに合わせて広報よこはまに特集記事を掲載したほか、市内の回復施設と連携して特別相談会を実施したり、相談窓口を紹介する、相談先を書いた名刺サイズのカードを市内の公営競技や場外馬券、車券売り場の方にもご協力いただいて、配布させていただきました。その効果かどうかわかりませんが、5月に関してはギャンブル等依存症のご相談がほかの月に比べて多く、平均から見ると倍近くの件数があったということでございます。

また、横浜市としまして、今ご紹介したような取組に加えて、今後、総合支援事業を

中心に強化をして取り組んでまいりたいと考えておりまして、各団体の方々との連携をさらに進めていきたいと思っておりますし、今回の会議に参加させていただいて、それも対策に反映できればと考えております。よろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。河原委員、お願いします。

(河原委員)

県立旭高等学校校長の河原と申します。県立学校長会議から出させていただいております。分担というか、構成機関の分類で見ますと、予防教育ということでご意見をさせていただくのかなと思っています。県立学校は高校と特別支援学校なのですが、市立・公立を含めて6割の学校数ということで、絶対的な数の小中学校と市町村教育委員会とかそういうところも含めて、何しろまだまだ集団としては小さいですけれども、私個人的には教育委員会で薬物乱用防止教育の担当をさせていただいたこともあって、こういった内容については興味を持っております。一次予防の中で、こういった形でお役に立てるかというようなことをぜひ考えてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。小林委員、お願いします。

(小林委員)

神奈川県立精神医療センターの小林です。依存症部門を担当しております。当院では依存症の専門外来に加えまして、依存症の専門病棟も併設しております。当院の特徴としましては、神奈川県内の精神科救急全般を担当しております。非常に重度の精神病の状態でも対応できるような救急病棟に加えてストレスケア病棟——うつ状態の患者さんに対する専門病棟ですね、それから思春期病棟、そういったさまざまな専門的な精神科の病棟を兼ね備えておりますので、比較的当院にいらっしゃるギャンブルの方々には、そういった自殺企図とかうつ状態が著しいなど、精神的な症状の重い方がいらっしゃる傾向がございます。

当院としては引き続き、そういった重度の精神障害を合併している方、あるいは、依存症というのは必ずしも1つの依存だけでおさまることはなくて、アルコールをやめたら今度はギャンブルに行ってしまったたり、ギャンブルがとまったら今度は市販薬に行ってしまったといった、さまざまな依存症に移行し得るものです。そういったさまざまな依存症全体の問題を把握して治療的な介入ができるような、県の治療の拠点機関でもありますので、特に難治療を中心に担当していければと考えております。

また、県のポータルサイトの運営にも協力しておりますし、年に1回依存症セミナー等の啓発にも尽力しておりますので、引き続き皆様のご協力を仰ぎながら、県の依存症対策に邁進してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。近藤委員、お願いします。

(近藤委員)

初めまして。こんにちは。かわさきギャンブラーズアディクションポートの近藤と申します。川崎区で2年ほど前から活動しています、ギャンブル依存症当事者による回復支援施設の事務局長をしております。私自身もギャンブル依存症で、最初にブラボーという、7が3つそろうとフィーバーするという機械が出始めたころにギャンブルにはまりました。ろくに仕事もしないで家のお金を全部使ってしまって、同棲中の彼女が残していた100万円も全部使ってしまって、お金が何もなくなってしまって、本当にお金がないから、これで家賃を払って来てねと言われたお金を持って、増やすつもりでパチンコ屋に行ってしまう、全部なくなってしまって、土下座して謝ろうと思って夜、家に帰ったら電気がついていて、ドアをあけたら彼女が包丁を持ってぼろぼろ涙を流しながら、こんなことをいつまで続けるの。あなたを殺して私も死ぬと言われて、そのときはすごくショックを受けて、こんな自分でも命をかけて一緒にやってくれようとしている人がいるのに、俺は何をやっていたんだと思って、今日から生まれ変わると。もうギャンブルはやりませんという話で、翌日母親に事情を説明して、お金がないから家賃だけでも貸してくださいとお金を借りに行って、帰りのバスに乗って、本当にここから自分はこれで生まれ変わると。一緒に彼女とやり直すんだと。そのときは魂が洗われたような気分でした。でも、バスをおりた瞬間に、パチンコ屋に吸い込まれるように入っていく、そのお金も全部使ってしまいました。

それ以来、僕はパチンコ屋に吸い込まれる人間であることには変わりありません。彼女とは結局別れてしまいましたけれども、横浜を離れて西のほうにある回復施設で、当時はそれしかなかったのが物質依存の施設ですけれども、そこから22年間、回復して、今はギャンブルというものはやっていません。本当にパチンコ屋が目に入らなくなります。僕は3秒以上見ません。一生懸命目を泳がせながら街路樹の下とかを見ると、そこにスマレが生えていることに気づくのに2～3年かかって、ひたすら認知と行動を変えていくというのですかね。パチンコ屋を3秒以上見たら多分、今でも吸い込まれると思います。

そういう自分の経験を生かして、川崎は全国有数のギャンブル都市で、公営ギャンブル場が2つもあるところは全国でもめったにありません。川を渡ればまたそこに公営ギャンブル場もありますし、川崎でホームレスをされている方にもメッセージを伝えに行ったりするのですが、ギャンブルをやって路上で生活している方というのもしばしばいます。たまたま3年ぐらい前から川崎マックさんとか、アルコールの施設とか薬物の物質依存の施設で、中にはやはりギャンブルの問題を持っている人がいるというので、ギャンブルのミーティングをやり始めました。自分もそういう中で一緒にギャンブルのミーティングをやっていて、ちょっと本格的にやりましょうということで、平成29年12月に川崎市教育文化会館というところでギャンブルのミーティングを始めました。それから平成30年度に入って本格的に施設として活動して、かわさきギャンブラーズアディクションポー

トという名称で、川崎区の台町というところで活動しています。

本当に零細企業というか、安定的な財務基盤というのはほとんどなくて、小さなグループホームを1つ持ってやっていますけれども、経済的な援助が本当にまだまだ必要な状態かと思います。僕自身は精神医療、福祉の業界でずっと生きてきて、医療法人の設立ですとか、医療法人のM&Aとか、障害福祉サービス施設の設立とか、ずっと立ち上げ専門でやってきた人間です。自分のそういった経験も生かして、今はかわさきギャンブラーズアディクションポートの事務局長として一生懸命立ち上げているところですが、本当にどんどん厳しい時代になってきて、施設のハードルが高くなってきて、現行の制度の中でやっています。どうか皆さん、よろしくお願いします。

(樋口会長)

それでは、斎藤委員、お願いします。

(斎藤(静)委員)

神奈川県消費者団体連絡会幹事の斎藤と申します。よろしくお願いいたします。神奈川県の消費者の団体といたしまして、現在は11団体が活動をして、月1回連絡会を開催しております。2020年2月26日に「神奈川県消費者のつどい」をかながわ県民センターで開催いたします。私たちは消費者の代表として、身近な問題として捉えて審議をしていきたいと思っております。各団体からたくさんの意見が今も寄せられています。その中から順次発表させていただき審議をよろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。次、同じく斎藤委員、お願いします。

(斎藤(庸)委員)

神奈川県精神神経科診療所協会の斎藤です。どうぞよろしくお願いします。約200人の精神科医の団体で、神奈川県内で開業していらっしゃる精神科の先生たちの3分の2ぐらいは会員になっています。去年の5月にIR誘致の反対声明を協会を出して、それに神奈川県の精神病院協会、横浜市の精神科医会の先生方に賛同していただきました。また、横浜市医師会、神奈川県の保険医協会宛てに要望書を提出しました。そして、林市長に何とか渡るようにということで、その3団体から質問状を提出して、またお返事をいただいたりということがありました。

でも、世間の市民の皆さんの関心の盛り上がりはその当時はまだ不十分で、それでは私たちでもできることとして署名活動をしようということを始めて、10月、11月で県内の精神科クリニック、病院、関係団体をお願いして、約9000筆の署名をいただくことができました。精神科医を含めた医師は400名、看護師さんは1700名ほどの署名をいただいています。それをまた有効に活用して、いかに林市長に手渡すことができるかということに今、挑戦しているところです。

この3団体は、神奈川県精神科診療所協会ですし、神奈川県病院協会ですので、な

なかなか横浜市に直接というのがしにくいところがあって、それで横浜市の精神科医会の先生方にも協力をしていただいたのですが、やはり県と市が別々にあるということで、どうもなかなか直球でお願いするようなわけにいかないようなところがあって、試行錯誤しているところです。今回、I Rに関して捕まった衆議院議員さんがいらっしゃったりして、また、I Rの内情を暴いてくれるさまざまな立場の方たちがいて、横浜市としては大変でしょうけれども、I Rに反対する人たちにとっては追い風が今は吹いているところで、今のまうまくいって住民投票になったり、リコールができるようになればいいなと思っています。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。佐伯委員、お願いします。

(佐伯委員)

神奈川県精神科病院協会の佐伯と申します。皆様、よろしくお願いいたします。神奈川県精神科病院協会は、神奈川県のほとんどの精神科病院が入っている団体で、私自身はあさひの丘病院という病院と神奈川病院という病院の理事長していきまして、ふだんはそこで精神科医療の臨床をしています。10何年の臨床経験の中で依存症は、神奈川病院で1年間だけ4～5年前にやった程度の経験で、その中でギャンブル依存の患者さんは、私は一人も診たことがありません。患者さんがアクセスしづらい状況もあるとは思いますが、一般の精神科医師はほとんどの先生が私と同じような臨床感覚なのではないかと思っています。専門ではないから診られないとか、そういうわけで断ったことは私はありませんが、全然臨床経験がないということは、やはりこれから考えていかななくてはいけなくて、病院としても、精神科医師としても、専門・専門外にかかわらず、どのようにお役に立っていけるかをこれから考えていきたいと思っています。

そして、本当に医療は自助グループとともに必要なものだと思いますし、近年の精神科医療は多職種でチーム医療が盛んになってきて、得意となっています。よりさまざまな支援者がチーム一丸となって家族と当事者を支えていけるものだと思いますので、何か私どもでお役に立てることがあればと思っています。皆様、よろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。佐藤委員、お願いします。

(佐藤委員)

NFCRノンファミリーカウンセリングルームの佐藤です。よろしくお願いいたします。先ほどご紹介があった構成機関の中の分類では、私自身は当事者・家族というところに入っています。現在は依存症のみならず、さまざまな精神疾患の方のご家族・ご本人のカウンセリングのお仕事をさせていただいています。もともとは夫がギャンブル依存症で、きょうここにいらしているいろいろな先生方にも助けをいただきまして、何とか今は本人も私も家族として一緒にかかわるような形で20年近くやってまいりました。その間のさまざ

まな経験がこちらの会でお役に立てることがありましたらと思って参加させていただいております。

自助グループなども当初の20年ほど前から横浜にはしっかりとありましたので、そういったところの助けも大変借りました。その当時、横浜市や区でやっていらっしゃる家族教室のようなものにも参加させていただきました。そういった経験の中で、現在は私自身もピアサポートという形をとらせていただいて、家族教室なども担当させていただきながら、私自身の経験のみならず、そこにいらしている方々のさまざまなご意見などもいただいて、この場で何かお伝えできることがありましたらと思っております。よろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。それでは、城間委員、お願いします。

(城間委員)

城間です。私は、昼間はRDP横浜という依存症関連施設で働いています。RDP横浜はあらゆる依存症の方を受け入れて、その回復支援をしています。私自身は本業とは別にリカバリー・パレード横浜の実行委員をやったり、去年NPO法人になった横浜依存症回復擁護ネットワークの活動にも取り組んでいます。何でそんなところまで手を広げたのかといいますと、最初に朝倉さんが話していましたけれども、横浜もそうですが、専門医療につながっている依存症者の数とそうでない人たちの数にかなりギャップがあるというか、恐らく何倍もいるのだろーと思います。

そういう人たちが何で専門医療や自助グループにつながらないかという、これは私の考えですが、私自身もそうですけれども、一番大きいのは否認をするからです。問題が出てきていたとしても、自分で何とかするんだということで否認するのですが、それが何で起きるかという、依存症に対するイメージ、差別という問題があると思います。ですから、この差別を何とかしないといけません。私も当事者ですが、私の今の経験では、依存症から回復した当事者が実際に自分たちの声と顔で、自分は依存症を経験したけれどもこのように元気になっているということをいろいろな形で世の中に見てもらおうというのが恐らく一番説得力あって、それを今回の対策の中にも、医療や行政とはまた別に当事者のそういう取り組みがものすごく重要だということを何とか1項目入れていただきたいと思います。

(樋口会長)

ありがとうございました。続きまして、鈴木委員、お願いします。

(鈴木(雅)委員)

警察本部生活安全総務課の鈴木と申します。ギャンブル等といいますと公営競技、それからパチンコ・スロット店等の適正に営業されている店以外に、先ほど少しお話がありましたが、違法なギャンブル店というのもやはり繁華街の中には見られます。これは雑居ビ

ルの中で、違法なスロット店ですとか違法なカジノ店、最近ではインターネットカジノ店なども少々見られますので、我々警察としましては、そういった違法ギャンブル店の摘発を進めて、風俗環境を浄化していくということで、今後ともやっていきたいと思います。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。続きまして、同じく鈴木委員、お願いします。

(鈴木(基)委員)

神奈川県川崎競馬組合から参りました事務局長の鈴木です。川崎競馬組合というのはすごく変な名前だと思われると思うので、今日はこの点だけご説明したいと思います。競馬事業というのは、競馬法という法律に基づいて行うのですが、主催者というのは地方公共団体しかすることができません。それで、平成11年度までの川崎競馬場は、神奈川県と川崎市が主催者で、県営競馬、市営競馬ということでやっておりました。ところが、同じ競馬場であるときは県、あるときは市とやるのは非常に不合理なので、神奈川県の競馬事業をやる部分、川崎市の競馬事業をやる部分をまとめて、地方自治法上の一部事務組合というのをつくりました。それが神奈川県川崎競馬組合です。ですから、実は私も神奈川県から派遣されている、一応神奈川県職員ということになります。神奈川県川崎競馬組合というのはそういう組織だということをまず最初にご紹介したかったので、お話しさせていただきました。

それから、先ほど関係事業者ということで私も参加させていただいていますが、その中で行うこととされている主な取り組みを、ある程度競馬は先行して行っております。このことについては、またおいおいお話しさせていただければと思いますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。続きまして、田上委員、お願いします。

(田上委員)

女性のギャンブル依存症の社会復帰を目指す自助グループの施設の施設長をしています田上です。よろしく願いいたします。皆さんの中には自助グループにつながっている方もいますけれども、自分の回復を目指しましょうということで、自助グループを大事にしています。そして、女性たちが今一番悩んでいることは、スマホを持って買い物依存とかいろいろな、今は無制限にありますよね。それにはまっているので、まずスマホを預かりますと言うと、びっくりします。電話がないとどうしたらいいのかわからない、怖いですとか。私自身が施設をやっている一番感じるのは、いろいろな方面から本人は来ます。そして最初に、あなた、信じているものがあるの？と聞きます。そうすると、異口同音にないですと言います。何も信じるものがなくてどうやって生きてきたのと。それにはびっくりしました。そして、何カ月かいる間に、少しずつ信じるものができたと。そこら辺だろ

うと思います。ある先生は、思いやり、寛容、正直、謙虚というのを身につけてもらうには自助会しかないでしょうねなんて言う方もいて、もっともだなと思いました。

私自身はそういう虚無感、死にたいとか、さっき言いましたよね、20の質問があるのですが、全部当てはまる本人です。警察の方も今いましたけれども、非合法賭博と書いたらいろいろなギャンブルと言ったほうがいいよと言うのです。日本には非合法賭博はありませんみたいな感じで。でも、今の警察の方が、あるんですねと言ってくれてほっとしました。伊勢佐木町の通りの終わりに通りかかったのですが、昔よくここを徘徊したなど。懐かしく思うのではなくて、もう振り返ることもありませんが、再発もいっぱいしましたから懲りています。そして、新しい生活がいいと思います。私でもわかってくれる人が世の中にいるんだと思ったら、それは自助グループのメンバーでしたし、施設を本人の方がやっているということはすごいですよね。そうやって助かってくださる方が一人でも多く、特に女性ですよね。男の人が入る施設はあったけれども、女の人が入るところがなかったのです。私はギャンブル依存症の自助グループにつながって、約30年になります。最初のメンバーになってしまったのですが、そんなところで、大して回復はしていませんが、手助けになろうと。一人でも多くの女性が助かるように努力しています。

(樋口会長)

ありがとうございました。中戸川委員、お願いします。

(中戸川委員)

神奈川県遊技場協同組合事務局長の中戸川と申します。県下のパチンコ・パチスロ店の組合でありまして、県内にあるホールの95%に当たる約480店舗が加盟しています。主な事業としましては、組合員の経済的利益の向上ですとか、健全娯楽の育成、社会貢献活動です。ギャンブル等依存症対策につきましては、数年前から各お店でやっておりますけれども、今後、パチンコのお店だけではなくて、パチンコの台をつくる会社ですとか、販売する会社、いろいろな業界があります。そういうのがワンチームになってこれから依存症対策をやっていこうということで、今、実施規程をつくっていますので、お役に立てればと思っております。よろしくお願いします。

(樋口会長)

続きまして、仲野委員、お願いします。

(仲野代理)

横浜保護観察所の仲野と申します。本日は委員の中原が出席できません。私は保護観察所で薬物依存関係、薬物依存者の処遇を中心に業務を担当させていただいていますので、本日は代理ということで出させていただきました。よろしくお願いいたします。保護観察所はご存じのとおりかと思いますが、国の刑事政策の一環として、犯罪や非行をして保護観察に付された者を改善・更生するための指導・監督ですとか、あるいは支援といった業務を行っております。

ギャンブル依存対策というところで、保護観察所の位置づけとしましては、ギャンブル依存、あるいはギャンブルへの浪費を原因として犯罪まで至ってしまった人の指導、監督や支援というところで何かお話ができればと考えております。昨年1年間で保護観察が始まった人は神奈川県下で大体2000人ぐらいいたのですが、実際にギャンブルでの浪費ですとかギャンブル依存が原因で保護観察に付された者は、その中の3%程度です。ギャンブルでの浪費等を原因として窃盗等の犯罪に至ってしまった人がいたということです。一昨年も大体同じぐらいの割合で、ギャンブル依存で保護観察になってくる方がいました。

その3%という数字が多いのか少ないかというのはいろいろご意見があるかと思いますが、私が担当しております薬物依存の関係の対象者と比べると、かなり割合は低いということで、薬物依存者に対しての回復プログラムですとか、そういう体系的な指導はギャンブル依存の方に対して今の時点では用意されておられませんし、また、今後予定されているものも特に今申し上げられるようなことはありません。ただ、犯罪の予防、防止という観点から当然重要なものと位置づけておりますので、今後、この協議会の中で情報共有等をさせていただきながら、いい取組みを考えていければと思っております。よろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。それでは、西川委員、よろしくお願いいたします。

(西川委員)

川崎市健康福祉局障害保健福祉部長の西川でございます。川崎市におけるギャンブル依存等に関する取組みにつきまして、ご報告させていただきます。

まず初めに、ギャンブル依存に限っておりませんが、依存症に関するご相談につきまして、市内7カ所にごございます区役所地域みまもり支援センターにおいて、身近な相談窓口として相談業務を行っております。専門相談といたしましては、精神保健福祉センターを中心にしております。また、精神保健福祉センターの分室機能を持ちます、南部、中部、北部の3カ所にごございます障害者センターにおいても相談を実施しております。

次に、ご家族向けセミナーといたしましては、アルコール問題家族セミナーと薬物・ギャンブル問題家族セミナーを、依存症専門医療機関のご協力をいただきながら精神保健福祉センターで実施しております。また、本日委員としてご参加いただいておりますK-GAP様を初め、市内で活動されております民間団体の皆様のご協力をいただき、グループホームや地域活動支援センター等の事業を展開しております。

さらには普及啓発といたしまして、市内の依存症関係団体の皆様と実行委員会形式で川崎アディクションフォーラムを例年実施しており、今年度は来月開催を予定しており、8回目を迎えます。毎年さまざまな企画を考え、実施していただいております。本日、委員の皆様のお手元に配布させていただいております青いチラシがそのご案内になっております。後ほどご覧いただければと思います。また、関係者の皆様、いらっしゃいましたら

ひお声がけいただけると本当にありがたく思います。関係機関の皆様には引き続きのご協力をよろしくお願いしたいと思っております。簡単であります以上になります。

(樋口会長)

ありがとうございました。続きまして、廣末委員、お願いいたします。

(廣末委員)

私は神奈川県都市衛生行政協議会を代表して参りました、逗子市国保健康課の廣末と申します。神奈川県都市衛生行政協議会は、横浜市さん、川崎市さん、相模原市さんの政令市及び中核市である横須賀市さんの合計4市を除く、いわゆる一般市の県内15市で構成される協議会となっております。令和元年度、今年度の会長市を仰せつかっております逗子市から私が代表して参加させていただいているという次第でございます。

本協議会の活動内容でございますが、県内の都市衛生行政の進展を図るために、医療・健康行政に係る県及び各市の連絡や意見交換、情報交換、協働事項の調査・研究などを行っております。本協議会を構成する市におきましては、茅ヶ崎市さんと藤沢市さんの2市を除く13市は保健所を持たない一般市となっておりますので、通常、依存症等を含む精神保健業務等を直接行っているわけではございません。どちらかというと行政の窓口として相談支援等を行っていて、相談を受けた内容を適切な専門機関につないでいくというようなことが中心となっております。したがって、今後、この協議会で、資料にもそういう行政の相談支援の位置づけがされていますので、そういう視点からのご意見等を申し上げさせていただいて、参加させていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。渡邊委員は欠席でございますか。いらっしゃいますか。

(事務局)

途中で急用がありまして。

(樋口会長)

そうですか。それでは、松岡副会長、お願いします。

(松岡副会長)

神奈川県弁護士の松岡です。私は、神奈川県弁護士会の消費者問題対策委員会に所属しております。あとは日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会で、日弁連の部会としては多重債務部会ということで、神奈川県弁護士会でも日弁連でも、横浜市さんがいるので申しわけないですが、IRに関して反対の意見書を出したりとか、そういう部会に所属しております。

弁護士としましては、ギャンブル依存症の患者さんかどうかは正直わかりません。我々が接するのは、破産のときに原因がギャンブルだったりとか、刑事事件のときにギャンブルをして、それで最終的には家族にも見捨てられて、ギャンブルに生活費を使ってしまっ

たり、大体こういう方は生活保護を受けているのですが、生活保護のお金を使ってしまって、それで窃盗をして捕まるというような方が結構いらっしゃいます。神奈川県の説明でもあるように否認の病気なので、我々が生活保護の金額を聞いて、家賃を聞いて、食費を聞いて、「残っているよね、何で残っていないの？ギャンブルをやっているんじゃないの？」「やっていません」と言うわけです。神奈川県の資料の23ページにあります、ギャンブル開始年齢が19.5歳、この時点で法律専門家としてはちょっと問題があるのではないかと思います、問題化年齢が27.4歳で、初診時が39.3歳。この間が大問題です。この時点で初診するということは、恐らくまだ家族に見捨てられていない方なのかもしれませんが、ほとんど我々のところに来るときは、家族には連絡がとれませんという方が結構多いです。

なので、先ほど朝倉先生もおっしゃっていたように、予備軍への対応とかいろいろあるのでしょうけれども、結局、周知です。2018年4月13日の日弁連のギャンブル依存対策推進に関する意見書というのがあります。次のときに配付していただきたいのですが、趣旨1で、ギャンブル依存問題がギャンブル利用者の自己責任の問題ではないことを基本的な立場として。ここの部分です。ギャンブルをやる人は自己責任でしょうと多分一般の方は思われて、家族もそれで見捨てていきます。でも、ギャンブル依存症は病気だということを周知できれば、恐らく家族がおかしいなと。病院へ行ってみようかなと思います。薬物だったら、皆さんは病院だなと思うのです。でも、ギャンブル依存症の浸透はそこまではないので、そこをこの協議会で協議していただけたらと思います。以上です。

(樋口会長)

私から最後になんてお話しさせていただきます。神奈川県は、先ほどどなたかおっしゃっていましたが、ギャンブル対策の社会資源が恐らく日本で一番そろっているところだと思います。それは医療機関にしてもそうですし、回復施設にしてもそうですし、自助グループにしてもそうです。そういうことを考えると、やはりここで作るものは日本をリードする基本計画でないといけないのではないかと思います。

それからもう一つ、横浜のIRの話もありますので、それを踏まえると、さらにきちんとしたものをつくっていかないといけないのではないかと思います。回数は余り多くありませんが、知恵を絞ってよりよい計画をつくることができ、次のステップはそれをさらに実行していくことですから、それも踏まえて、委員の先生方にはぜひご協力をお願いしたいと存じます。ひとつどうぞよろしくお願いいたします。

各委員の先生方にご協力いただきまして、少し時間が残っています。先ほど池田委員からほどほどにという話がございましたけれども、これについて、ちょっとだけ時間を使ってお話しできればと思います。池田委員、もう一度質問を簡潔にお願いできますか。

(池田委員)

素朴に、ほどほどという言葉は、当事者とか依存症の定義ですごく大事なものだと思う

のですが、自分でも曖昧で、ほどほどを守れないと書いてありましたか。自分も精神科医をやっていて何となくわかるのですが、ほどほどにできないということの定義に至るまでの具体的な根拠があったら、より説明しやすいと自分は考えています。

(樋口会長)

国の会のときも、そもそもギャンブル等依存症は病気なのかみたいな話が委員会の中で出てきていました。今のような話もそれに通ずるところがあると思います。どなたか、朝倉委員、どうぞ。

(朝倉委員)

北里大学の朝倉です。ほどほどという言葉で国で最初に使い出したのは、多分私が技監のときに私が書いたのだと思います。ほどほどという言葉をあえて使ったのは、先ほど否認という言葉がありましたけれども、あれと戦わないためというのが実はあります。適切というとの辺が適切かわからないですけれども、その人なりに困っているというのが精神疾患、精神障害の根本にあるものですから、それを念頭に置いて書いただけです。その意味で、定義というのは本当はありませんが、ICDやDSMとかも踏まえていくと、経済的問題とか家庭内不和とか、ICD-10とかDSMには書いていませんけれども、先ほど表として出されたような自殺であるとか、何かしらのそういった問題を引き起こしていて、本人及び近い人が困っているという、非常に曖昧な内容になります。私はそこまでではないという人たちとぶつからないように、メッセージとしてうまく伝わるようにというのもあって、ほどほどという言葉をあえて書かせていただいたという経緯があります。また別のご意見がありましたら、聞かせていただければと思います。

(樋口会長)

いかがでしょうか。ほかにございますか。

(池田委員)

臨床の場で患者さん、当事者に、低めのほどほどですから、超えないようなほどほどならよろしいとかという。

(朝倉委員)

臨床だと逆に全然困らなくて、困っているか困っていないかという困って来ているので、困っている問題を解決するだけですから、実を言うと、ほどほどのラインづけは一切いらないということになります。ただ、一般的にはICDに書いてあるように、社会生活上の困難を来すという、その記載自体が曖昧です。実際にあれは、要は国であるとか、文化とかその人たちのレベルによって変わるというのが精神疾患の曖昧さなので、そこは何とも定義しがたいということになると思います。それをわかりやすく定義したのがある意味、法律のギャンブル等依存症とは貧困云々という、ああいったものを来すものであるというような記載になっているという感じです。臨床のときは、困っているでしょ、では、その問題を解決しましょうというだけなので、余り困っていません。ごめんなさい、ちょ

っとはっきりした答えになっていませんが。

(池田委員)

ありがとうございました。

(樋口会長)

依存症とは何かと言われたら、恐らくある行動が行き過ぎていることと、それによって明確な問題が起きているというセットになったものが依存だと思います。なので、ほどほどというのは、それとはちょっと違うところにあるのだと思います。あともう一つが、日本の治療機関で前に調べさせていただいたときに、依存症の方々の治療目標として、ほどほどにというのは実はどこにもありません。みんなやはり完全にやめるというのが専門治療機関のほぼ一致したコンセンサスだと思います。だから、そういう状況だということです。

ほかに何かありましたら、あと1つくらい伺えますが、どうぞ。

(朝倉委員)

依存症の支援に対して参画されている方々がほとんどだと思いますが、一部教育関係の方とか、依存症の方と会っているというよりも、予防教育に関係する方々も呼ばれていると思います。実際にこの計画においては、予防ということもかなり重要になってくると思います。そのときに、依存症とか精神疾患の予防ということがいろいろな部署で言われていて、高いハードルを設けても実行できないようなこともあると思います。その辺を踏まえると、教育などに関しては、実はギャンブル自体に注目して、薬乱教室のようにギャンブルの問題を提示するのか、ギャンブル障害を啓発するのかという話と、あとはちょっと細かい話になってしまいますが、例えば余暇があると必ずギャンブルをやっている、お金があると必ずギャンブルをやっているという生活に陥らないように、事前の問題としてライフスキル教育みたいなものを導入していくであるとか、そういったところを恐らく専門の教育の先生たちに考えていただいたりする必要があると思います。それはほかの事業においても恐らくその分野の、依存症とか依存症者の支援の人たちがわからない特殊な技能が必要な部分で、そういう方々に活躍してもらわないといけないところもあるので、そういったところとの有機的な連携というのがどうやってとれるのか私はわかりませんが、その辺が今後、こういった場所で議論できればと思います。壮大な話でこうすればいいという話は誰もないかもしれませんが、もしあればお聞きしたいと思います。

(樋口会長)

趣旨はよくわかったと思いますので、事務局にそのあたりはまた考えていただいて、前に進んでいただければいいと思います。よろしくお願いします。

それでは、予定の時間が来ましたので、第1回神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会の議事をここで終了しまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

ここで1つだけ補足の説明を簡単にさせていただきたいと思います。今回作りますこちらの計画ですが、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく計画でございまして、カジノやI Rのお話はいろいろありますが、I Rが横浜に来る来ないに関係なく、今回これを機にいろいろなギャンブル等依存症対策を進める、パチンコや競馬といったものも全部進めていくということですので、I Rに特化したものではないということです。それから、計画の対象範囲でございしますが、政令市も含めた全県、神奈川県全県一区ということになりますので、その点もご理解いただきたいと思います。

それから、もう一つは、ギャンブル等依存症にプラスして、アルコール・薬物依存症対策との連携も計画に書くようにということもありますので、アルコールの依存症対策と薬物の依存症対策も連携した取組みを書くというような形になっていくかと思います。

あともう一つ、先ほど実態調査のお話をさせていただきましたが、2月中旬ごろに実施する予定でございます。記者発表をするタイミングになりましたら、皆様にも情報提供をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(朝倉委員)

神奈川県の計画についての質問ですが、国の提示している基本計画の中には、例えば事業者の取組みとかそういったものは、事業者が勝手にやりなさいというような感じにも読める記載になっています。そういったところへの多少の言及とかというのは今後考えるのですか。それとも、それは全然触れていないので、そこについてはここでディスカッションすることはないと考えたほうがいいですか。

(事務局)

基本的には、資料の44ページに書いてあるような、国がやられている施策の中身を書いていこうとは思っていますが、こういった形で書くのかということにつきましては、これから皆様とお話しさせていただきながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

(朝倉委員)

ありがとうございます。

閉会